## 豊橋市道路掘削及び路面復旧工事の施工に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路占用許可等により地下埋設物を新設、修繕又は廃止することを伴う道路掘削工事及び路面復旧工事の施工にあたり、遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 道路占用許可等 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第22条の規定による命令、法第24条の規定による承認、法第32条の規定による許可、法第35条の規定による協議に対する回答、法第40条の規定による指示及び法第71条の規定による命令並びに法第91条第1項の許可及び同条第2項の規定により準用される許可をいう。
  - (2) 許可条件等 道路占用許可等の条件、指示及び命令内容をいう。
  - (3) 掘削工事 前号の道路占用許可等による道路の掘削工事をいう。
  - (4) 路面復旧工事等 前号の掘削工事により掘削跡を復旧する工事をいう。
  - (5) 占用者等 道路管理者の道路占用許可等を受けた者をいう。

(工事瑕疵)

- 第3条 占用者等は、開削工法による路面復旧工事完了の日から2年以内に占用者等の施工 した工事が原因で道路に沈下、亀裂等の損傷が生じた場合は、道路管理者の指示に従い占 用者等の負担において直ちに補修しなければならない。
- 2 占用者等は、占用物件等が原因で道路が損傷した場合は、道路管理者の指示に従って道路を補修する責任を負うものとする。

(第三者に与えた損害)

第4条 占用者等の工事により生じた事故又は紛争については、占用者等において処理する ものとし、第三者に損害を与えたときは、占用者等の負担において賠償しなければならな い。

(工事の施工)

- 第5条 占用者等は、工事の施工方法について道路管理者の指示に従わなければならない。 (工事現場の標示及び保安設備)
- 第6条 占用者等は、掘削又は路面復旧工事を施工するときは、次の各号に掲げる設備を設置しなければならない。
- (1) 工事現場の起終点における道路標識、工事標示板等の標示設備
- (2) 工事現場の周囲における保安柵並びに夜間における注意灯及び照明灯の保安設備
- 2 前項の規定による工事現場の標示設備及び保安設備の設置については、道路工事保安設

備設置基準(案)(愛知県建設部平成19年4月)によるものとする。

(事故の対策)

第7条 占用者等は、工事施工中の事故防止に万全を期するとともに、万一事故が発生した ときは、直ちに道路管理者、豊橋警察署及び関係機関に連絡しなければならない。

(警察署等との連絡)

第8条 占用者等は、道路管理者、豊橋警察署及び工事に影響のある関係機関と常に緊密な 連絡を保つよう努めなければならない。

(掘削)

- 第9条 掘削工事は、次の各号に掲げる方法により施工しなければならない。
  - (1) 掘削は、布掘り又はつぼ掘りとすること。
  - (2) 掘削する長さは、当日中に復旧可能な範囲とし、最小限に止めること。
  - (3) 舗装道のコンクリート舗装及びアスファルト舗装部分の切断は、それぞれに適応した切断機を使用して、直線に、かつ路面に垂直になるよう丁寧に切り取ること。
- (4) 掘削する深さ、土質条件、地下水の状況等を勘案し、必要に応じて土留工を施し、 安全かつ確実に掘削すること。
- (5) 軟弱地盤又は湧水地帯を掘削する場合は、湧水及び溜水を排除しながら掘削すると ともに、湧水及び溜水の排除先に注意すること。
- (6) 沿道の建築物に接近して掘削する場合は、人、車等の出入りを妨げない措置を講ずること。
- (7) 交通量が頻繁な箇所の掘削は、第6条の規定により施工するほか、道路を横断して掘削する場合は、片側の掘削が終わり交通を妨げない措置を講じた後、他側の掘削に着手すること。ただし、2期に分けて施工できない場合は、夜間交通の途絶した後において施工し、日出前に交通を妨げない措置を講ずること。
- (8) 掘削部分の周囲及び工事用物品を置いた箇所には、通行人の危険を及ぼさないように、柵その他の設備を設けること。

(他の占用管の防護)

- 第10条 占用工事で、水道管、下水道管、ガス管、電線等が埋設されていると認められる場所又はその付近を掘削するときの工事方法は、第9条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、保安上支障のない場合においては、この限りでない。
- (1) 試掘、レーダ等により当該占用物件を確認した後に占用工事を実施すること。
- (2) 当該占用物件の管理者との協議に基づき、当該占用物件の移設又は防護、占用工事の見回り又は立会いその他の保安上必要な措置を講ずること。この場合において、ガス事業法(昭和29年法律第51号)の規定に基づいて設けられているガス管で、その管理者以外の者の掘削により露出するものの保護については、ガス工作物の技術上の基準を定める省令(平成12年通商産業省令第111号)第54条に定めるところによる。
- (3) ガス管の付近において、火気を使用しないこと。

(埋め戻しの時期)

第11条 掘削の跡の埋め戻しは、所要の作業が終わった後、速やかに施工しなければならない。

(埋め戻しの方法)

- 第12条 埋め戻しの施工にあたっては、次の各号に掲げる方法によらなければならない。
  - (1) 埋め戻しの転圧については、層ごと(層厚 20cm 以下)にタンパ、振動ローラー等の締め固め機械等を使用して充分に締め固めを行うこと。
  - (2) 土留工を施工した場合は、土留材の撤去に伴い地盤に緩みが生じないように下部を 埋め戻し、徐々に撤去すること。
  - (3) 埋め戻しに使用する材料は、別紙に掲げる道路掘削跡復旧標準構造図(以下「標準構造図」という。)による材料で環境に有害な影響を与える物質を含まないものとし、 それ以外の材料を使用する場合は、道路管理者の承認を得ること。
  - (4) 複数の埋設管の間隙、土留め矢板の引き抜き部等の締め固めが困難な場所については、砂又は同等品以上の材料で十分充填すること。

(仮復旧)

- 第13条 仮復旧は、次の各号に掲げる場合を除き、これを行わなければならない。
- (1) 歩道については、埋め戻し完了後、即日路面復旧を行うことができる場合。
- (2) 幅員が狭く交通量が少ない市道で、道路管理者の承認を得た場合。
- (3) 小規模な掘削で、道路管理者の承認を得た場合。

(仮復旧の時期)

- 第14条 仮復旧は、占用者等において標準構造図に掲げる方法により施工を行い、路面標示、区画線等を交通安全確保のため、ペイント等で復旧し、即日完成しなければならない。 (仮復旧路面の維持)
- 第15条 占用者等は、路面復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、路面の沈下その他 不良箇所が生じたときは、直ちに修復しなければならない。
- 2 占用者等は、道路管理者から仮復旧箇所の路面の沈下、亀裂等の不良箇所について連絡があったときは、直ちに応急措置を行って、これを修復しなければならない。

(路面復旧の方法)

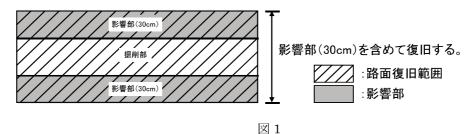
- 第16条 路面復旧工事は、掘削前の道路機能、路面強度と同等以上に復旧するものとする。 (路面復旧工事の工法)
- 第17条 路面復旧工事の舗装構成は、標準構造図により施工するものとする。ただし、現 況を勘案し、これにより難い場合は、道路管理者と協議する。
- 2 復旧面は、最大復旧幅の四辺形を基本とし、切り口面には刷毛で充分に接着剤(タックコート)を塗布し、既設舗装面との密着性を保つものとする。
- 3 路面標示、区画線等は交通規制と交通安全確保のため、本復旧後直ちに溶融式ペイントで復旧するものとする。

(材料の規格)

第18条 路面復旧工事に用いる材料の規格は、土木工事標準仕様書(愛知県建設部平成22 年4月)によるものとする。

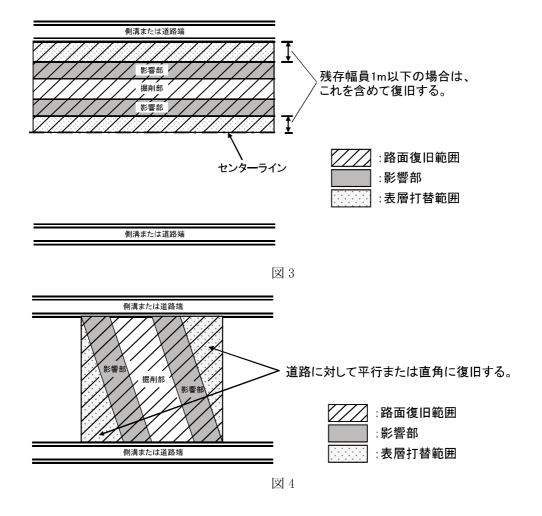
(路面復旧工事の影響範囲の決定)

- 第19条 路面復旧工事の範囲は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 道路管理者と占用者等が立会いのうえ、クラック等影響範囲を確認し、その範囲からさらに30cm以上(影響部)付加した範囲とすること。(図1)
- (2) 単車線で路肩の残存幅員が1m以下の場合は、これを含めて復旧すること。(図2)
- (3) 2 車線以上で路肩及びセンターラインまでの残存幅員が 1m以下の場合は、これを 含めて復旧すること。(図3)
- (4) 道路中心線に対して平行又は直角に復旧すること。(図4)
- 2 交通量、土質、舗装年次、路側構造物への考慮等から所定の復旧により難い場合は、道 路管理者と協議をする。



| 側溝または道路端 | 大 残存幅員1m以下の場合は、これを含めて復旧する。| 影響部 | : 路面復旧範囲 : 影響部 | : 表層打替範囲 | : 表層打替範囲

図 2



## (路面復旧工事の時期)

- 第20条 仮復旧を行わない場合は、事前に道路管理者の承認を得て、埋め戻し完了後速やかに路面復旧工事を施工しなければならない。
- 2 仮復旧を行った場合は、仮復旧が完了し、一般交通に開放した後、第19条の路面復旧 範囲を決定し、道路管理者の許可を得て路面復旧工事を着工するものとする。この場合に おいて、路面の沈下、亀裂等を起こしたときは、路盤を検査し、路盤の入れ替えについて 道路管理者の指示に従わなければならない。
- 3 路面復旧の期限は仮復旧工事の完了後1年以内とし、1年以内に路面復旧工事が完了しない場合は道路管理者の承諾を得なければならない。

#### (工事中の指示)

- 第21条 占用者等は、路面復旧工事施工中は特に道路管理者との連絡を密にし、道路管理者が現場において施工中随時必要と認める検査をするときは、協力しなければならない。
- 2 占用者等は、前項の検査について必要な材料、器具及び検査に必要な労力を遅滞なく準備し、検査に合格しない材料の取り替え、混合物の不良、仕上げ厚の不足等による打ち替えるの他の処理について道路管理者の指示に従わなければならない。

(検査)

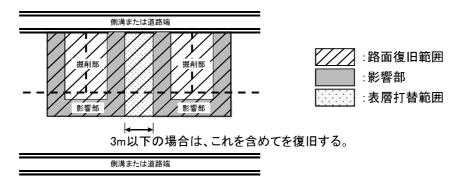
- 第22条 占用者等は、完了届とともに工事着手前における現場の状況写真、各工程における作業状況写真(埋戻し材、路盤厚、合材厚、転圧等)及び竣工写真を道路管理者に各1 部提出するものとする。
- 2 道路管理者が復旧状態の確認を行い、復旧状態が良好でないと認めた場合は、道路管理 者の指示に従い占用者等の負担において直ちに補修しなければならない。

(掘削の禁止)

- 第23条 舗設後、次の各号に掲げる舗装の種類に応じ、当該各号に定める期間内に掘削することは認めない。ただし、災害、その他緊急やむを得ない事情によるものは、道路管理者と協議する。
  - (1) コンクリート舗装・・・・・・・5年
  - (2) アスファルト舗装・・・・・・・3年
  - (3) 特殊舗装(インターロッキングブロック舗装、平板ブロック舗装等をい う。) ・・・・・・・3年

(その他)

- 第24条 各戸引込工事(水道、下水道、ガス、電気等)の路面復旧は、次の各号に定める ものとする。
  - (1) 同じ占用者等で連続した引込工事の路面復旧において、影響部を含めた引込部の路面復旧範囲の間隔が3m以下の場合は、部分復旧ではなく同一掘削内に集約し、これらを含めて復旧すること。(図5)
  - (2) 異なる占用者等で連続した引込工事の路面復旧において、前号と同様に復旧すること。また、道路横断方向における各占用者の路面復旧範囲の間隔が1m以下の場合は、これらを含めて復旧すること。(図 6)
- (3) 本管が端部となり、路肩の残存幅員が 3m以下の場合は、本管端部側を含めて復旧 すること。(図7)
- 2 道路占用部分以外においても当該工事の資材、残土等の搬出入による路線の損傷も、この要綱を適用する。



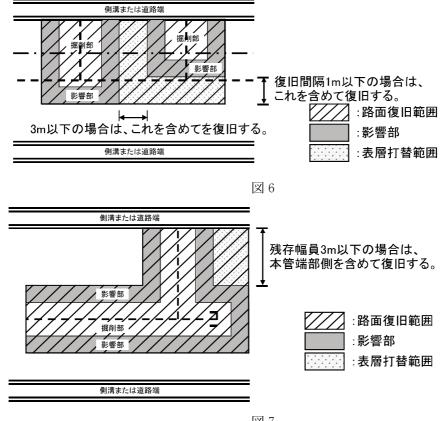


図 7

# (疑義)

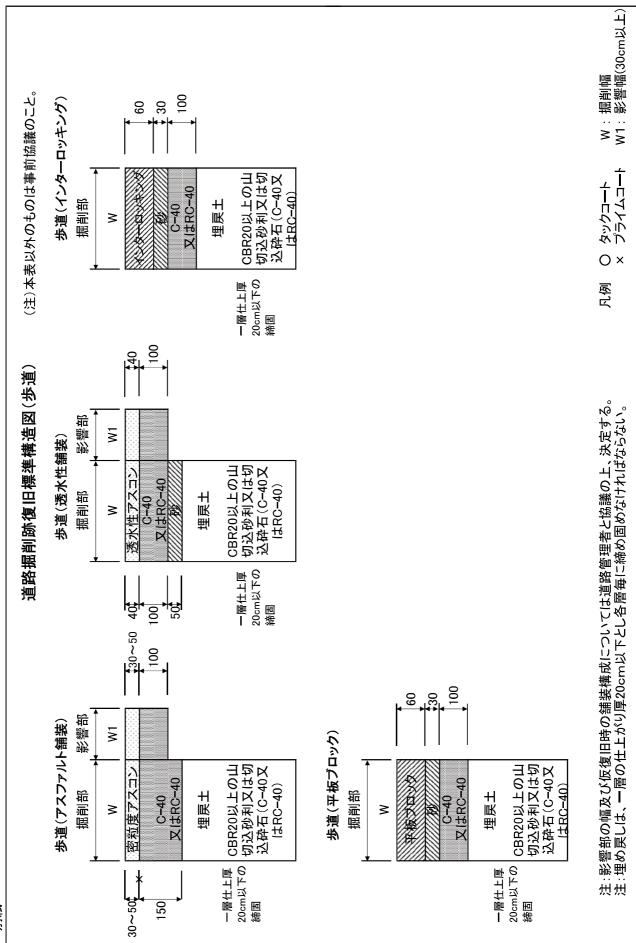
第25条 本要綱に定めない事項又は疑義が生じた場合は、道路管理者と協議するものとす る。

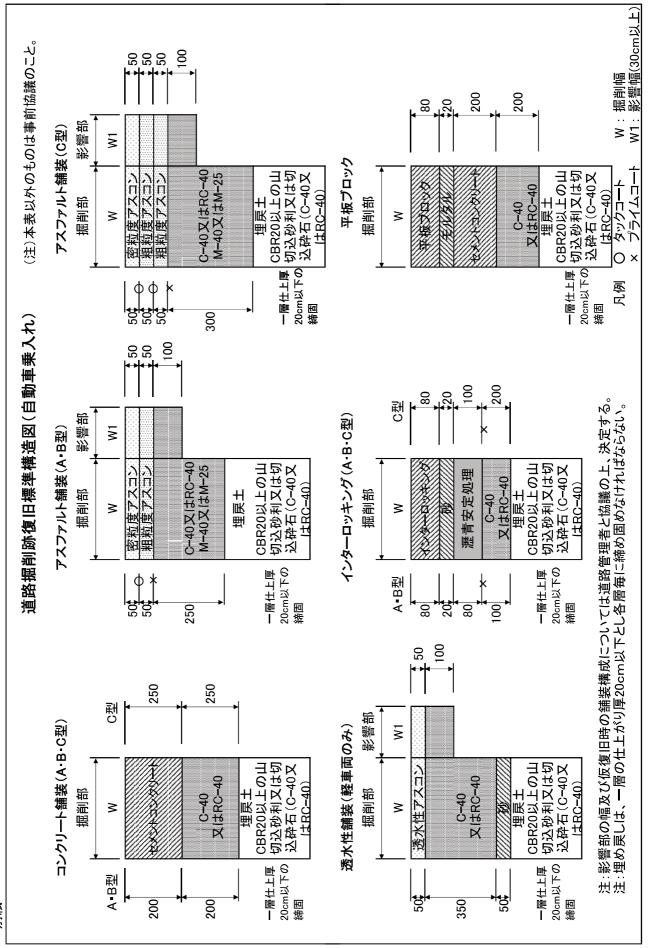
## 附則

(施行日)

- 1 この要綱は平成24年4月1日より施行する。
- (道路占用工事に伴う復旧基準の廃止)
- 2 道路占用工事に伴う復旧基準(平成7年4月)は、廃止する。

別紙





別紙